

令和5年度 第4回 長崎地方最低賃金審議会の開催について

標記審議会を下記のとおり開催いたします。

傍聴を希望される方は、下記要領によりお申し込みください。

記

1 日 時 令和5年8月28日（月）午前9時00分から

2 場 所 長崎労働局8階会議室
（長崎市万才町7番1号 TBM長崎ビル8階）

3 議 題（予定）

（1）長崎県特定（産業別）最低賃金の必要性について

- ① 労側委員からの説明
- ② 参考人意見聴取
- ③ 必要性の有無について

（2）その他

4 傍聴者数 若干名

5 要 領

（1）傍聴希望者は、別紙1「令和5年度 第4回 長崎地方最低賃金審議会 傍聴申込書」に住所、氏名、電話番号等必要事項を記載し、持参、郵送、電子メールのいずれかの方法にて、長崎労働局労働基準部賃金室に提出してください。

また、会議冒頭については、写真撮影・ビデオ撮影・録音が可能です。希望される方は「撮影希望」とお書き添えください。

申込締切日は、令和5年8月25日（金）17時15分必着です。

（2）会場収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。抽選の結果、傍聴できない方に対しては、事前にご連絡させていただきます（傍聴可能な方については、特段ご連絡いたしません）。

（3）当日、入室の際にご本人であることを確認させていただきますので、ご本人であることが分かるもの（免許証等）をお持ちください。

なお、審議会の開始10分前までにお越しください。それ以後の入室は認められませんのでご注意ください。

6 その他

（1）傍聴者は、別紙2「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を厳守してください。

（2）車椅子をお使いになられる方は、その旨お申し込みの際にお書き添えください。

また、介助の方が付き添われる場合は、その方のお名前もお書き添えください。

【送付先・お問い合わせ先】

〒850-0033

長崎県長崎市万才町7番1号 TBM長崎ビル6階

長崎労働局 労働基準部 賃金室

（担 当）室長補佐 木場 孝行

電 話 : 095-801-0033